

警報発令時における登下校と授業の実施について

熊野市立有馬中学校

1. 始業前に、次の地域で「**暴風警報**」が発令されているときは、生徒は自宅待機（家庭学習）させて下さい。
《登校途中に発令された場合は、自宅に帰る》

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>熊野市、紀勢・東紀州もしくは三重県南部地方</u>2. <u>和歌山県 新宮・東牟婁地域もしくは和歌山県南部地方</u> <p>※三重県伊勢志摩地域および和歌山県田辺・西牟婁地域は対象としません。</p> |
|---|

- ①暴風警報が、午前11時まで解除されたときには、解除後2時間の余裕をもって登校させて下さい。授業を行います。
※周辺の道路状況等をよく確かめ、安全を確認した上で登校させて下さい。
危険で登校できない場合は、学校にご連絡下さい。

- ②暴風警報が、午前11時になっても解除されないときは、学校を休み（臨時休校）にします。

2. 始業後に暴風警報が発令されたときは、原則として授業を中止し、生徒を教職員の指導のもと帰宅させます。

※安全に帰宅させることが困難と認められる生徒については、一時学校待機とし、保護者と連絡のうえ、安全な帰宅方法をとります。

3. 「熊野市」に警戒レベル4（土砂災害警戒情報・氾濫危険情報・高潮特別警報・高潮警報）以上が発令された場合の対応は、上記1. 2. の暴風警報が発令された場合の対応に準じます。

4. 「大雨・洪水警報」の場合は、原則として授業を行います。

※「暴風警報」が出ていない時でも、雨等の状況により授業を行わない場合があります。その時は、メール配信（まちcomiメール）で連絡します。

※警報発令の如何に関わらず、登校させるか自宅待機させるかの判断は、安全を最優先に考え、ご家庭でお願い致します。

自宅待機させる場合は、学校に連絡していただきますようお願い致します。

- (注) 「大雨特別警報」について…「大雨特別警報」が発令された場合は、「暴風警報」と同様の扱いとします。

【地震】「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された時

1. 在宅中に発せられた場合には、休校とします。
2. 登校途中に発せられた場合には、速やかに自宅に帰る。
3. 在校中に発せられた場合には、授業・部活等を中止し、速やかに帰宅させます。
※できる限り迎えをお願いします。（引き渡しカードに基づき引き渡します）

(お願い)

基本的には、このプリントをご確認の上、各家庭におきまして適切に対応していただきますようお願いいたします。なお、確認の意味で、台風等で臨時休業等になる場合は、まちcomiメールを流させていただきます。